政策評価調書(個別票)

【政策ごとの予算額】

| 政策名 | 国際法の形成・ | 発展に向けた取組 | | | 番号 | 9 | | | | | | | | | |
|----------------------|---------|----------|------------|----------------------------------|----------------|------------|-------------------|-------------|---------------|-----|------------|------------|--------------|-----|------|
| 評価方式 | 総会· | 実績·事業 | 政策目標の達成度合い | 今年度はモニタリ 階達成度は | ングのみの 記載できな | ため5段 い。 | | | | | | | | (| (千円) |
| | | | 予算科目 | | | | // - = 7 ± 0 ± 7 | | | | 予 | 算額 | | | |
| | 会計 | 組織/勘定 | 項 | 事 | 項 | | 他に記載のある 個別票の番号 | | 4 年度 当初予算額 | 頁 | | | 5年度 概算要求額 | 額 | |
| | 一般 | 外務本省 | 分野別外交費 | 経済協力に係る国 展に向けた取組に 国際法の形成・第 | 際法の形 必要な経 | 灰・発 費 | | | 7, 920 | | | | 9, 887 | | |
| | 一般 | 外務本省 | 分野別外交費 | 国際法の形成・第 に必要な経費 国際法の形成・第 | と 展に向け | た取組 | | | 3, 547, 916 | | | | 3, 984, 434 | | |
| | 一般 | 在外公館 | 分野別外交費 | 国際法の形成・第二に必要な経費 | 機に向け | た取組 | | | 101, 261 | | | | 106, 163 | | |
| 政策評価の対象と | | | | | | | | | | | | | | | |
| なっているもの | | | | | | | | | 3, 657, 097 | | | | 4, 100, 484 | | |
| | | 小計 | | | | 一般会計 | < | 5, 557, 557 | > | の内数 | x < | ., | | の内数 | |
| | | | | | | | 特別会計 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | < | | > | の内数 | x < | | > | の内数 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の対象と なっていないが、 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ある政策に属する と整理できるもの | | | | | | | 一般会計 | | | | | | | | |
| | | | 小計 | | | | | < | | > | の内数 | X < | | > | の内数 |
| | | | | | | | 特別会計 | < | | > | の内数 | x < | | > | の内数 |
| | | | | | | | 一般会計 | | 3, 657, 097 | | | | 4, 100, 484 | | |
| | | | 合 計 | | | | 1207 200 11 | < | | > | の内数 | x < | | > | の内数 |
| | | | | | | | 特別会計 | < | | > | の内数 | h / | | > | の内数 |

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組 (モニタリング)

令和4年度事前分析表 (モニタリング)

(外務省4-Ⅱ-3)

| 施策名(※) | 国際法の形成 | え・発展に向けた | 取組 | | | |
|---------------------|--|---|--|--|--|-----------------------------|
| 施策目標 | 1国際法規第82び保がジニス32324343435363637383839393103103103103103103103113123133143153163173173183193103 | ドルール作りに積 他の形成に際し、 国際法解釈安全、 国際法解安全ので で で と で と で と に で と に で と に で と に で と に で と に で と に で と に で と に で と に で と に に に る に う た に に る に う た る に う た る に る ら る し 。 と し る ら る ら と し 。 と ら と ら と ら ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら | 我が国の主張を 法の場合とに関連を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | で反映させる。[こめに活用する。 一層厳しる際社会 一のに、引き続き 見みの整備を推っ を連携を推進する と及び国民生 | 国際法に関する している中、我 会の平和と安定 諸外国や国際機 進・強化すると る。また、日本 | が国の安全及 及び繁栄の確 関との間で政 ともに、国際 |
| 目標設定の 考え方・根 拠 | いった基本的 ある。そのた 形成・強化に ・第 201 回国 | 最大の課題は、 対価値に基づいた め、こうした基 主体的に関与す 会施政方針演説 日会外交演説(令 | :国際秩序を様本的価値を共存 ることが重要で (令和2年1月 | 々な方面からの すする国々との である。 20日) |)挑戦から守り | 続けることで |
| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 施策の予算 | 7 M 0 | 当初予算(a) | 121 | 143 | 242 | 244 |
| 額・執行額 | 予算の一 | 補正予算(b) | 0 | 22 | 0 | |
| 等(分担金· 拠 出 金 除 | 状況 ─ (百万円) — | 繰越し等(c) | 0 | △22 | 22 | |
| (人) | (日カロ) | 合計(a+b+c) | 121 | 143 | 264 | |
| \ / | 執行額 | (百万円) | 114 | 45 | 161 | |
| | | 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| | 予算の | 当初予算(a) | _ | 3, 263 | 3, 227 | 3, 413 |
| 同(分担金・ | 状況 | 補正予算(b) | _ | 0 | 0 | |
| 拠出金) | (百万円) | 繰越し等(c) | _ | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | _ | 3, 263 | 3, 227 | |
| | 執行額 | (百万円) | _ | 3, 263 | 3, 178 | |
| 政策体系上 の位置付け | 分野別外交 | 担当部局名 | 国際法局 | 政策評価 予定時期 | 一 一 一 一 一 一 一 | 年8月 |

^(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

⁽注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

・「経済財政運営と改革の基本方針 2021 日本の未来を拓く 4 つの原動力~グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策~」(骨太の方針 2021)(令和 3 年 6 月 18 日)

測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する 我が国の貢献 *

中期目標(--年度)

国際社会における「法の支配」を推進する。

令和3年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会(ILC)への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和3年のILC 委員選挙について、浅田正彦候補(同志社大学教授)の当選に向けて取り組む。 令和4年の大陸棚限界委員会(CLCS)委員選挙における山崎俊嗣 CLCS 委員(東京大学教授)の再選 に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所 (ICJ) (小和田恆裁判官 (~平成 30 年 6 月まで)、岩澤雄司裁判官 (平成 30 年 6 月~))、国際刑事裁判所 (ICC) (赤根智子裁判官)、国際海洋法裁判所 (ITLOS) (柳井俊二裁判官)、国連国際法委員会 (ILC) (村瀬信也委員)等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。特に、ILC においては、日本の村瀬信也委員は「大気の保護」に関する特別報告者を務め、令和 3 年にはガイドラインが採択され、新しい法分野における国際法の発展に寄与した。ILC で審議されている各議題については、国連総会第 6 委員会において、我が国としても意見を表明し、ILC の作業に貢献した。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) においては、海における「法の支配」の重要性を強調しつつ、国際司法機関の機能強化に向けた我が国の貢献や京都コングレスの開催等、「法の支配」の促進のための我が国の具体的取組について発信した。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議 (HCCH) や私法統一国際協会 (UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
- (2) また、我が国は ICC (分担金約 29 億 3,700 万円、分担率約 15.7%)、常設仲裁裁判所 (PCA) (分担金約 700 万円、分担率 50 ユニット (約 5.9%)) といった国際司法機関や、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関である AALCO (分担金約 800 万円、分担率約 11.2%) の最大の分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。このように我が国は、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し、財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)については、政府間会議第4回会合(令和4年3月

開催)に参加し、また、国際海底機構(ISA)については、第26回会期総会及び理事会(12月)及び第27回会期(第1部)理事会(令和4年3月~4月)における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、第31回国連海洋法条約締約国会合(SPLOS)(6月)に参加し、大陸棚限界委員会(CLCS)の途上国委員の会議参加支援のための信託基金への拠出表明を含め、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

3 令和3年のILC 委員選挙については、浅田正彦同志社大学教授の当選に向けて積極的な取組を行った結果、同委員会委員に当選を果たした。また、令和4年のCLCS 委員選挙における山崎俊嗣CLCS 委員の再選に向けた取組を開始した。

令和4年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

1 国際公法分野

国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)等の国際フォーラムに参加し、国際法の各分野に関する日本政府としての意見を表明するとともに、「法の支配」を促進するための日本の具体的取組について発信する。また、国際司法裁判所(ICJ)、ICC、常設仲裁裁判所(PCA)、国連国際法委員会(ILC)への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。

2 国際私法分野

ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、これらのフォーラムで採択される条約やモデル法が日本の国内法制と整合的なものとなるよう、日本政府としての意見表明を行う。

3 海洋法分野

国連海洋法分野(UNCLOS)締約国会合(SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構(ISA)総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、引き続き我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。また、国際海洋法裁判所(ITLOS)、ISA、大陸棚限界委員会(CLCS)への人的貢献や財政的貢献を行うこととし、その一環として令和4年のCLCS委員選挙における山崎俊嗣 CLCS委員(東京大学教授)の再選に向けて取り組む。令和5年のITLOS裁判官選挙における堀之内秀久候補(駐オランダ大使)の当選に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際法に関する各種会合への参加、主催及び、国際司法機関を含む国際フォーラムに対する人的・財政的貢献を通じた国際法規の形成及び発展に対する我が国の貢献の度合いを測ることは、国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ、外交実務に活用しているかを把握する上で有益であるため。

測定指標1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

中期目標(--年度)

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

令和3年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを 通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際 法に関する実務能力の向上に貢献する。
- (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
- (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
- (1) 国内外の研究者との間で、条約法や外交領事等国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を計23回開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
- (2) オンライン会議を活用して、各国外務省との国際法局長協議を開催し、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、各種招へいプログラムは実施できなかったが、オンライン会議のものも含め、国連総会第6委員会や国際公法法律顧問委員会(CAHDI)といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。その結果、東シナ海や我が国の領土をめぐり事案が生じた際にも、国際法上の観点から迅速に検討し、政策に反映することができた。

令和4年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを 通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際 法に関する実務能力の向上に貢献する。
- (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、引き続き省外有識者と知見を共有する。
- (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、引き続き各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは、適切な形で国際法規の形成、発展、外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。

測定指標1-3 国際法の普及活動の推進 *

中期目標(--年度)

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

令和3年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判 (「2021 年アジア・カップ」) を実施する。また、ジェサップ等の国際法模擬裁判 の開催を支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、 計 106 回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。
- 2 国際刑事裁判所(ICC)については、概要情報を外務省ホームページ(HP)に更新の上、掲載した。 特に、浅田正彦同志社大学教授の令和3年 ILC 委員選挙での当選や国連国際商取引法委員会の構成 国の拡大などについて、随時外務省 HP に掲載するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生 等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」(9月)をウェビナー形式で

実施し、100名以上の参加を得た。

- 4 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった国際法模擬裁判「2021年アジア・カップ」については、8月にオンライン形式で実施され、アジア各国から計11チームが参加した。また、「2022年ジェサップ国際法模擬裁判大会」のほか、令和3年度からは「国際法模擬裁判大会」JAPAN Cup 2021」に外務省後援名義を付与するとともに、外務省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。
- 5 将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のため、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、令和3年度は国際海洋法裁判所(ITLOS)及び常設仲裁裁判所(PCA)における2名のインターンシップ実施を支援した。

令和4年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を引き続き積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の更なる充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判「2022 年アジア・カップ」を実施する。また、「国際法模擬裁判大会 Japan Cup 2022」や「2023 年ジェサップ国際法模擬裁判大会」等の国際法模擬裁判の開催を引き続き支援する。
- 5 「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ、国際裁判で活躍する人材の育成を引き続き推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際法の普及活動の推進状況を測ることは、国際法規の形成・発展、その外交実務への活用に関し、 それを担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を見極める上で有益であるため。

達成手段

| 達成手段名 | 達成手段の概要(注) | | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------|-----------|------|--|--|--|
| (開始年度) | 予算額計(執行額) 当初予算額 名 | | | | | | | |
| (関連施策) | | (単位:百万円) | | (単位:百万円) | レビュー | | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 事業番号 | | | |
| ①国際法に | 1 ILC等、国際法 | に関連する各種会合 | トに出席し、我が国の |)見解や立場をイン | 1-1 | | | |
| 係る調査 | プットするととす | らに、国際法各種フ | ォーラムに対し、人 | .的貢献を果たす。 | | | | |
| (平成 13 | これらの活動を | を通じて新たな国際 | 法規の形成及び発展 | 長に積極的に貢献す | | | | |
| 年度) | ることで、国内タ | 卜における「法の支 | 配」の促進に貢献す | ·る。 | | | | |
| | 2 国際法の諸問題 | 運に関する調査・研 | 究を専門家に委嘱し | 、その知見を得る。 | 1-2 | | | |
| | 各国で国際法を原 | 所掌している局長レ | ベルのカウンターバ | ペートと近年の国際 | | | | |
| | 法をめぐる主要動 | 動向について率直な | 意見交換・協議を行 | fい、我が国が直面 | | | | |
| | する様々な問題の | や懸案事項の解決に | 法的観点から貢献す | ·る。 | | | | |
| | これらを通じ、 | 研究者や主要国の | 国際法局長との連携 | を強化することは、 | | | | |
| | 我が国の国際法幹 | 銭略の企画・立案・身 | 尾施に有益であるの 。 | みならず、国際社会 | | | | |
| | における「法のう | 支配」の強化や国際 | 紛争の平和的解決の | 促進に寄与する。 | | | | |
| | 3 大学における記 | 構義の実施、研究者 | や学生との意見交換 | 4及び交流を通じ、 | 1-3 | | | |
| | 我が国の国際法に | こ係る国民の理解を | 促進するとともに、 | 国際法に係る外交 | | | | |
| | 政策実施のバック | クアップ体制を整え | るほか、国民や外国 | 国に対し広く情報を | | | | |
| | 共有し、外交への | の信頼を獲得する。 | | | | | | |
| | これらの手段を | を通じ、国際法の専 | 門家を人材育成し、 | 体制を強化するこ | | | | |
| | とが可能となる。 | | | | | | | |
| | 4 WTO協定や投資関連協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社 | | | | | | | |
| | 会における議論の | 会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、WTO協定や投 | | | | | | |
| | 資関連協定の研究 | 究者などに委嘱し、 | 体系的、詳細な検討 | を行う。 | | | | |
| | これにより、青 | 蓄積された知見を外 | 交実務における国際 | ※法解釈及び法的な | | | | |
| | 助言のために活用 | 用し、また、経済分 | 野での国際ルール作 | りに寄与する。 | | | | |

| | 19 | 14 | 11. 4 | 10 | |
|---------------------------------------|-------------------|------------------------|---------------------------|-------------------------------------|-----|
| | (16) | (4) | (5) | 10 | |
| ②条約締結 | 国際法関係判例 | ・文献及び条約デー | タ提供システムを整 | を備し、当該システ | 1-2 |
| 等事務事業 | ム上の情報を常に | 最新のものにアップ | デートする。 | | 1-3 |
| (平成 16 | これにより、国際 | R法に関する外交課題 | 題に適時適切な助言 | が可能となるほか、 | |
| 年度) | 条約締結交渉等をF | 円滑に、かつ、確実に | 工実施する体制を整っ | えると同時に、国民 | |
| | や諸外国に対し、 | 国際法に関する適切 | な情報を広く共有す | ることが可能とな | |
| | る。 | | | | |
| | 9 | 31 | 8 | 9 | |
| | (8) | (10) | (8) | | |
| ③領土保全 | | | 土保全政策に関し、 | | 1-1 |
| 対策関連事 | | | 究者に委嘱するとと | されて、各種研究会 | 1-2 |
| 業 | · · | て、体系的な知恵を | : : = | 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | |
| (平成 25 | | | 新の動向を把握する | | |
| 年度) | | | 化することに寄与す | _ | |
| | 30 (29) | 30 (11) | 30 (13) | 31 | |
| (AZ 11) Z | , , | | ` , | 日上フマバマ マコ | 1 1 |
| ④アジア・アフリカ法 | | | AALCO)は国際法に関 年開催される総会は | | 1-1 |
| オンリカ伝 | | | 平開催される総会に 論を行う貴重な機会 | | |
| 会(AALCO) | | | 冊を行り真単な機会 国として、AALCOの沿 | | |
| 総会開催経 | | | ご開催することを通し | | |
| 費 | | 「法の支配」を一層 | | | |
| (平成 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 年度) | (0) | (0) | (0) | Ů | |
| ⑤アジア・ | 途上国が大半を | 占めるアジア・アフ | リカ法律諮問委員会 | (AALCO)加盟国の | 1-1 |
| アフリカ法 | 政府関係者を日本に | こ招へいし、国際法 | に関する研修を行い | 、これらの国の能 | |
| 律諮問委員 | 力構築を支援する。 | | | | |
| 会 (AALCO) | こうした取組をi | 通じて、国際社会に | おける「法の支配」の |)促進に貢献すると | |
| 国際法研修 | ともに、アジア・フ | アフリカ地域におい | て「法の支配」を一 | ·層推進していく。 | |
| 実施経費 | | | | | |
| (令和元年 | 18 | 17 | 17 | 15 | |
| 度) | (18) | (0.4) | (0) | | |
| ⑥国際法協 | | | ssociation、1873年 | | 1-1 |
| 会世界大会 経費 | _ , , , , , , , , | いるい伝子分野のE いつ、権威ある学会 | 国際学会の一つであり | り、国際法分野にお | 1-3 |
| (令和2年 | | | 。 世界大会が京都で開 | 現保される こしした | |
| 度) | | | 64) 年に東京で開催 | ** | |
| | | | ト務省としてレセプ: | | |
| | | | 日本の国際法分野に | = , ,,, , , , | |
| | | | 理解と協力を得る。 | | |
| | 和2年11月にオン | ライン開催されたた | とめ、本件予算は執行 | 亍されなかった。) | |
| | こうした取組をi | 通じて、国際社会に | おける「法の支配」 | の確立に寄与する。 | |
| | | 4 | 0 | 0 | |
| | | (0) | (0) | | |
| ⑦国際裁判 | | | ンターンシップに参 | | 1-3 |
| 機関等イン | | | 期間中の生活費等を | - 1.00 | |
| ターンシッ | | | プを経験した人材は | | |
| プ支援事業 | | | 、人脈を構築するこ | | |
| (令和2年 | の国際裁判対策強作 | | たす人材となること | | |
| 度) | _ | 12 | 12 | 0.6 | |
| | | (4) | (7) | | |

| ⑧海洋権益 確保支援ツ | 地理情報システム (GIS) ソフトウェアを運用し、日本周辺海域で発生す 事案や国際的な海洋問題について国際法の観点から迅速な評価を行う。 | | 1-2 |
|---|--|---------------|-----|
| ール (令和2年 | GISソフトウェアを用いて海洋関連地理情報を法的検討に適した形で処することにより、日本の海洋権益を保護することを目的とする。 | 理 | |
| 度) | $ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$ | 0.6 | |
| ⑨国際刑事 裁判所 (ICC) (分担金)(平成 12 年) | ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪に対し 刑事責任を負う個人の訴追を行う機関であり、加盟国は犯罪の捜査、刑事 判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使用される分担金を負担 ている。 ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われ | F裁 Lし | 1-1 |
| 度) | おり、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程 115条(a))。なお、我が国の分担金額は、123か国の締約国中トップ(約15.5%であり、ICCは我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできい。 本分担金の拠出を通じ、質の高い捜査と実効的で迅速な裁判が行われる | 皇第 %) な | |
| | う支援し、国際社会における「法の支配」の確立に貢献する。3,3552,8102,7512,9 | 910 | |
| ⑩国際刑事 | (3,355) (2,810) (2,751) ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任 | | 1-1 |
| 裁 判 所 (ICC) 新 庁 舎建築費分 担金 (平成 23 年 度) | 負う個人の訴追を行う機関であり、本分担金は、ICCがかかる任務の遂行上要となる法廷、関連設備を備えた新庁舎の建築費の分割払に使用されている新庁舎は2013年に建築が開始され、2015年12月に完成した。 こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は、ICCによる国際社会におり | :必 る。 け | 1-1 |
| | 202 189 186 (202) (189) (186) | 197 | |
| ①常設仲裁 裁 判 所 (PCA)分担 金 (昭和26年 度) | 本分担金は、100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役を担ってきたPCAの活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、 交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付す ことを容易にし、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するも である。 | 外る | 1-1 |
| | $\begin{bmatrix} 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 $ | 9 | |
| ⑫アジア・ アフリカ法 律諮問委員 会 (AALCO) 分 担金 (昭和 30 年 度) | AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、適当とめられる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米国の意見が主導的となりがちな国際法の漸進的発達や関係国際機関におけ議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。 | 諸る種費に設関 | 1-1 |
| ③ 法の支配・海洋法 | 国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や | | 1-1 |

| 秩序確立促進、国際刑事者信託基金(任意) (平成23年度) | グ等個別プロジェクトの実施について財政的な支援を実施する。 また、国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金(TFV)は、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと並びに②ICCが管轄権を行使している事態において、被 | | | | | |
|--|--|---|--|--|-------------|--|
| | 11 | 10 | 9 | 19 | | |
| ④国際海洋法裁判所(ITLOS)分担金(平成8年 | 法秩序の確立促進。解決のための常設とによって、ITLOSにおける法の支配の | (10) 本の外交政策の柱の という観点から極め の国際司法機関であ の円滑な司法活動を の拡充を実現すると | て重要な、海洋法に るITLOSへの予算分 支持し、海洋法秩序 ともに、海洋法秩序 | 関する法律紛争の 担金を拠出するこ 下の発展と国際社会 この擁護者としての | 1-1 | |
| 度) | る。 本分担金の拠出を 規の形成及び発展し する。 | ・強化し、国益に合 を通じ、ITLOSの機能 こ積極的に貢献し、 | 能向上に資すること 海における「法の支 | で、新たな国際法配」の促進に寄与 | | |
| | 174 (174) | 145 (145) | 171 (122) | 178 | | |
| ⑤国際海底 機構 (ISA) 分担金 (平成 10 年 度) | 国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。日本は、深海底鉱物資源の探査活動に高い関心を有する先進鉱業国として、深海底鉱物資源の管理を行うISAの活動に積極的に参加・協力する必要がある。 本件分担金のスムーズな支払を通じて、かかるISAの政策・行動に対する発 | | | | | |
| | <u>言力を確保する。</u> 95 | 94 | 94 | 92 | | |
| ⑥六大海洋 国会合開催 経費 | 先進国の海洋法担 | (94) 三六大海洋国会合の三 当部局関係者を適切 各種ロジスティック | に接遇することを目 | 的とする。その際、 | 1-2 | |
| (令和3年度) | 全の準備を実施し、 にオンライン開催。 こうした取組を | 円滑な会議運営を されたため、本件予 通じて、国益に合致 会における「法の支 | 行う。(なお、同会 算は執行されなかっ する海洋法解釈への | 合は令和3年11月 った。))理解の促進を図る | | |
| | _ | 「関連する測学性 | 1 (0) | 0 | - 期 / 年 度 日 | |

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
 - 八 外交 · 安全保障
- 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標(--年度)

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和3年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定 (ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の 締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定 (ACSA) について、7月にインドとの間で協定が発効した。防衛装備品・技術移転協定については、9月にベトナムとの間で署名 (同日に発効) した。また、ロシアによるウクライナへの侵略を受け、令和4年3月にはウクライナとの間で自衛隊の装備品及び物品の贈与に関する交換公文に署名した。さらに、オーストラリアとの間では、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進するため、令和4年1月に相互のアクセス及び協力の円滑化に関する協定 (円滑化協定) に署名したほか、9月には英国との間で円滑化協定の締結に向けた交渉を開始した。日米同盟関係を維持・強化していく観点から、令和3年3月に在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書が発効し、現行の特別協定の有効期間を令和4年3月末まで1年間延長した上で、令和4年1月には新たな特別協定に署名した。また、令和4年1月には、日米間の共同研究、共同開発、共同生産等の案件一般に共通する諸条件を規定する枠組みを設ける交換公文に署名した。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により、対面協議の機会が限られる中、日ロ間では首脳電話会談を計2回、外相電話会談を計2回開催したほか、国連総会の機会を捉えて、対面での外相会談が実施され、これら全ての協議において平和条約締結問題について議論を行った。特に、岸田政権発足後に行われた10月の首脳電話会談では、平成30年のシンガポールでの合意を含め、これまでの両国間の諸合意を踏まえて、平和条約交渉に取り組んでいく旨を確認した。他方、その後に発生したロシアによるウクライナ侵略という現下の状況の中では、平和条約交渉の展望を述べる状況ではなくなっている。

令和4年度目標

諸外国との間で、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。また、日英円滑化協定の早期の妥結を目指した交渉を継続する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の外交・安全保障に関する枠組みの整備を一層推進することは、厳しさを増す安全保障環境の中で我が国自身の安全保障に万全を期す上で必要であるため。

物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結や円滑な運用等 を通じ、各国との安全保障分野での協力を推進すること等は、我が国の外交・安全保障政策を実現す

る上で重要であるため。

なお、令和3年度に記載していた「ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する」との目標に関しては、ロシアによるウクライナ侵略という現下の状況を踏まえ、令和4年度目標としては明記しないこととする。

測定指標 2 - 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の 推進・強化 *

中期目標 (--年度)

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

令和3年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 諸外国との間で、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に 向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題(国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充 等)に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえて、令和2年12月に署名した英国との間の協定を改正する議定書が9月に発効した。
- 2 刑事分野における協力を一層強化していくため、11 月には、ベトナムとの間で刑事共助条約に署 名したほか、12 月には、ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉を開始した。
- 3 サイバー犯罪に関する取組として、我が国が関与してきたサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書が欧州評議会において11月に採択されたほか、令和4年2月から行われた国連におけるサイバー犯罪に関する新条約の初回の交渉会合に参加した。また、国際機関との間での法的枠組みの整備に関し、令和3年2月に経済開発協力機構(0ECD)との間で署名した日・0ECD特権・免除に関する改正交換公文が8月に発効したほか、令和4年2月には、国際博覧会事務局との間で2025年日本国際博覧会に関する特権・免除協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 諸外国との間で、原子力協定の締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けて交渉等を推進するなど、諸外国との間で、犯罪人 引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の刑事分野の条約の締結に向けた交渉、円滑な運用等 を推進する。
- 3 サイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の署名に向けた検討を行うとともに、国連における サイバー犯罪に関する新条約の交渉会合へ参加するなど、国際的なサイバー犯罪捜査や銃器対策に 係る協力枠組みの拡充を含む国際社会における諸課題に係る国際的なルール作りに適切に参画す る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

政治分野における諸課題(刑事・司法、軍縮、原子力の平和的利用、国際的なサイバー犯罪捜査や 銃器対策に係る国際協力枠組みの拡充等)に関する法的枠組みの整備を推進・強化することは、国民 生活の安定や発展にとり重要であるため。

原子力協定、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約等の交渉等を進めることは、諸外国・ 国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの形成及び発展を推進する上で重要 であるため。

達成手段

| 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要(注) | | 関連する 測定指標 |
|--------------|------------|-------|--------------|
| (関連施策) | 予算額計(執行額) | 当初予算額 | 行政事業 |

| | | (単位:百万円) | | (単位:百万円) | レビュー | |
|-------|---------------------------|-------------------|-------------------|-----------|------|--|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 事業番号 | |
| ①外交・安 | ACSA、防衛装備。 | 品・技術移転協定、 | 情報保護協定等の締 | 結、円滑な運用等 | 2-1 | |
| 全保障分野 | を推進する。 | | | | | |
| に関する法 | こうした取組を済 | 通じ、諸外国との安 | 全保障面での協力を | 深化させるととも | | |
| 的枠組みの | に、我が国の外交 | ・安全保障に関する | 法的枠組みの整備を | 推進・強化する。 | | |
| 整備 | | | _ | _ | _ | |
| (*) | | | | | | |
| ②政治分野 | 原子力協定等の | 締結による原子力分 | 野での協力に必要な | 法的枠組みの整備 | 2-2 | |
| における諸 | や犯罪人引渡条約、 | . 受刑者移送条約等 | の締結による刑事分 | 分野での協力に必要 | | |
| 課題に関す | な法的枠組みの整備 | 備を進める。また、∄ | 戈が国と諸外国・国際 | 際機関との関係全体 | | |
| る法的枠組 | を規律する法的枠 | 組みを整備する。さ | らに、国際社会にお | おける諸課題に係る | | |
| みの整備 | 国際的なルール作 | りに適切に参画する | 0 | | | |
| (*) | こうした取組を | 通じ、我が国と諸外 | .国・国際機関との間 | 引で政治分野におけ | | |
| | る諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。 | | | | | |
| | _ | _ | _ | _ | _ | |
| | | | | | | |

⁽注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な 経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
 - 八 外交 · 安全保障
- ・成長戦略実行計画(令和3年6月18日)
 - 第 15 章 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現
- 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)
 - (自由で公正な経済秩序の拡大)(地球規模課題への対応)

測定指標 3 - 1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 * (※国際法局の所掌に係るもの。)

中期目標(--年度)

経済連携協定(FTA/EPA)について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。経済分野の国際約束 の下で生ずる紛争の解決について、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予 防することにより、国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していく。

令和3年度目標

- 1 WTO: 多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
 - ・令和3年中に開催予定の第12回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が 主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
- 2 FTA/EPA等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の早期締結・発効に向けて、必要な作業を推進する。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。 また、国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO
 - ・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、各種議論に積極的に取り組んだ。11 月に予定されていた第 12 回 WTO 閣僚会議(MC12)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期されたが、12 月には、電子商取引交渉に関する共同議長国閣僚声明や開発のための投資円滑化に関する共同声明が発出された他、サービス国内規制に関する交渉が妥結を見た。
- 2 FTA/EPA
 - ・地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定については、我が国は4月に国内手続を完了し、受諾書を ASEAN 事務局長に寄託した。同協定は令和4年1月1日、我が国のほか、ブルネイ、カンボジア、 ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドの10か国 について発効した。その後、韓国については令和4年2月1日、マレーシアについては令和4年3月18日にそれぞれ発効した。
 - ・日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉会合は実施されなかった。
 - ・発効済みの EPA については、日メキシコ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携協定、TPP11 協定、日 EU・EPA、日英 EPA 等に関し、実施及び運用に際して、個別条文の解釈、仲裁の手続規則や行動規範等の各種関連文書の作成等に関し、法的助言を行った。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等
 - ・令和元年5月に我が国がWTO紛争解決手続に申し立てた「インドによるICT製品の関税上の取扱

- い (DS584)」につき、パネル (1 審に相当) での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。
- ・6月、我が国は「中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置 (DS601)」につき、WTO 紛争解決手続に申し立てた。その後、パネル(1審に相当)での審理に向けて、我が国主張の立論及び証拠の収集・分析を行った。
- ・日・香港投資協定に基づき申し立てられている国際仲裁手続について対応を行った。
- ・経済紛争処理に関する体制強化の取組の一環として、4名の定員増が認められた。
- ・潜在的紛争案件については、6月に地方自治体向けに1回、12月に各省庁向けに1回、令和4年 3月に各省庁及び地方自治体向けに1回、計3回の啓発セミナーをオンラインで行うなど、未然 の紛争予防に資する取組を行った。

令和4年度目標

- 1 WTO: 多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下の実施に際し、法的助言を行う
 - ・令和4年6月に開催見込みの第12回WTO閣僚会議(MC12)に向けて、各種会合や有志国の取組等に参加し、これを推進していく。特に、我が国が共同議長国として主導する電子商取引のルール作りについては、令和4年末までに多くの論点において議論を収れんさせることを目指して交渉を進めることを目指す。また、サービス国内規制に関する文書の締結手続について、準備及び検討を進める。
- 2 FTA/EPA等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・日・米貿易協定改正議定書の署名・締結に向けた交渉、法的精査、国会審議等に係る必要なプロセスの推進を図る。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。
- 3 進行中の紛争や潜在的紛争案件等について、問題の適切な解決を目指し、万全を期して取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について、その進捗を測ることは、経済分野における新たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。また、目標に掲げた各種国際約束の締結及び紛争処理対応は、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進を通じ、我が国の経済成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業並びにその産品及びサービスの参入機会を増大させる上で重要であるため。

測定指標3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

中期目標(--年度)

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

令和3年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・ 社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条 約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1 投資協定:ジョージアとの間で発効(7月)したほか、バーレーンとの間で実質合意に至った(令和4年2月)。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。さらに、エネルギー分野における投資促進等を目的と

するエネルギー憲章条約近代化交渉に継続的に参加した。

租税関連条約:スイス(7月)との間で日・スイス租税条約改正議定書に署名を行い、スペイン(5月)、ウルグアイ(7月)、ジョージア(7月)及びセルビア(12月)との間で租税条約が発効した。

また、チュニジア、ギリシャ、フィンランド及びナイジェリアとの間で交渉を継続するとともに、 新たにウクライナ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を開始した。

社会保障協定:フィンランドとの協定について、11月に外交上の公文の交換を行い、令和4年2月に発効した。また、スウェーデンとの協定について、3月に外交上の公文の交換を行った。さらに、トルコとの間で交渉を継続した。

2 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定について、5月に国会承認を得て、6月に外交上の公文の交換を行い、同日に効力が生じた。大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。国際航路標識機関条約については、6月に国会承認を得た後、7月に受諾書を寄託した。また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定は、我が国について6月に効力が生じた。

令和4年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・ 社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条 約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本国民及び日系企業の国内外における利益の保護・促進のために、日本企業の海外展開に資する環境を整え、経済関係の緊密化を図る手段としての投資協定、租税条約及び社会保障協定締結の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、環境のように国民生活に影響を与える分野での国際的なルール作りにおいて、我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させつつ地球規模の課題の解決に向けて積極的に取り組むことは、国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに、日本国民及び日系企業の利益にとって重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

達成手段

| 達成手段名 | | 達成手段の | 概要(注) | | 関連する 測定指標 |
|--------|---|---------------------------|--------------------|------------------|-----------|
| (開始年度) | | 予算額計(執行額) | | 当初予算額 | 行政事業 |
| (関連施策) | | (単位:百万円) | | (単位:百万円) | レビュー |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 事業番号 |
| ①多角的貿 | WT0における取組 | lを通じた多角的貿易 | 易体制の強化に向け | て引き続き法的な | 3-1 |
| 易体制の強 | 観点から貢献する。 | また、経済連携協定 | ミの交渉、締結及び 集 | E施における法的な | |
| 化と自由貿 | 事項の検討及び精査 | 査並びに国内外への | 見解の提示を行う。 | さらに、WTOや投資 | |
| 易・経済連 | 関連協定等における | る紛争解決手続にお | いて、日本の主張・ | 立証を行うに際し | |
| 携の推進 | て法的な検討及び料 | 青査並びに知見の提 | 供を行う。これらに | ついて、安全保障 | |
| (*) | | | 顕在化している中、 | | |
| | • | | なバランス確保等を | | |
| | | | な対応をしっかり行 | , . | |
| | · | | 共する。また、包括的 | | |
| | | | たることから、協定 | | |
| | | | の加速や交渉妥結及 | | |
| | | | されることを踏まえ | こ、これに対応し得 | |
| | る体制強化のための | の人的資源の拡充を | 行う。 | | |
| | | _ , , , , , , , , , , , , | 制を強化・推進する | とともに、国民の | |
| | 利益を増進させる。 | | | | |

| | _ | - | _ | _ | _ | |
|---------------------|------------------------------------|-------------------|-----------|---------------|-----|--|
| ② 日 本 国 | 国際社会のグロ- | | 国間の経済活動の相 | 互依存はますます | 3-1 | |
| 民・日系企 | | | が海外で行う経済活 | | 3-2 | |
| 業の海外に | していることから、 | このような経済活 | 動を支援するための | 法的基盤を提供す | | |
| おける利益 | る。 | | | | | |
| の保護・促 | これにより、日本 | 本国民及び日系企業 | の海外における利益 | の保護及び促進に | | |
| 進 | 寄与する。 | | | | | |
| (*) | _ | _ | _ | _ | _ | |
| | | | | | | |
| ③国民生活 | グローバル化の沿 | 進展とともに、環境、 | 漁業、海事、文化、 | 科学技術等の社会 | 3-2 | |
| に直結する | | | うな国際的なルール | | | |
| 環境その他 | | | れら国際約束に係る | | | |
| の分野での | 施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を | | | | | |
| 国際的なル | 提供する。 | | | | | |
| ール作り | これにより、国民 | 民の利益の増進に寄 | 与する。 | | | |
| (*) | _ | _ | _ | _ | _ | |
| ())) 6) 6 0 0 | | | | | | |

⁽注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。